

意見提出手続

令和元年12月16日

市民の皆様へ

旭川市長 西川将人

「旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】(案)等」に対する 意見等の募集について

日頃より、本市行政に対しまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

旭川市では、人口減少の抑制に向けた目標や施策をまとめた「旭川市・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成し、人口減少の抑制に向け取り組んでいます。また、「旭川市・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の作成にあたり、人口の現状分析や推計人口について「旭川市人口ビジョン」としてまとめています。

同戦略については、今年度で計画期間が終了することから、令和2年度から5か年度を計画期間とする「旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】」の案を策定するとともに、直近の人口動態に基づき、「旭川市人口ビジョン【改訂版】」の案を作成いたしました。

つきましては、この案等に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和元年12月16日（月）～令和2年1月24日（金）

2 意見募集のテーマ

「旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】(案)等」に対する意見、提言など

3 添付資料

- ・旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】(案)等について『概要版』
- ・旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】(案)
- ・旭川市人口ビジョン【改訂版】(案)～抜粋～

4 閲覧資料

以下の資料について、本資料の配付箇所の他、市のホームページで閲覧できます。

- ・旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期 基本方針
- ・旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～令和元年度）評価検証結果報告書
- ・旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成30年度改訂版）
- ・旭川市人口ビジョン【改訂版】(案)

5 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎9階

旭川市総合政策部政策調整課

電話：(0166) 25-5358 FAX：(0166) 23-8217

電子メール：seisakuchosei@city.asahikawa.lg.jp

6 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。(使用できる言語は日本語のみとします。)

(1) 郵送または持参

(2) ファクシミリ送信

(3) 電子メール（Eメール）送信

* 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。

(4) 電子申請

* 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。

(5) その他

各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）

* 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

(ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）

(イ) 意見提出者の区分～「意見書」を御覧ください。

(ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称～「旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期（案）等」と記載してください。

7 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、政策調整課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。

（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）